

# 農林水産部門

平成22年10月15日

民主党税制改正PT座長殿

民主党農林水産部門会議座長 佐々木 隆博

農林水産部門会議における税制改正要望及び重点要望事項について

平素のご活動に心より敬意を表します。

税制改正PTからご依頼のありました、税制改正要望及び重点要望事項につきまして、別添のとおり取りまとめましたので提出させていただきます。

添付資料：農林水産部門会議における税制改正要望及び重点要望事項について

資料1：平成23年度農林水産部門会議税制改正重点要望について

資料2：平成23年度税制改正要望団体ヒアリングの要望事項の整理

資料3：平成23年度税制改正要望（参考）

## 農林水産部門会議における税制改正要望及び重点要望事項について

平成22年10月15日

民主党農林水産部門会議

座 長 佐々木 隆博

平成23年度税制改正にあたって、農林水産省が要望している事項のすべてについてその実現を強く支持するとともに、当部門会議として以下の点について重点的に要望する。

1. 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置について、延長を堅持する。
2. 地球温暖化対策税の創設に当たっては、その用途をバイオマス、森林整備等に活用することを強力に推進するとともに、同税創設によってエネルギー使用者たる生産者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じる。
3. 肉用牛の売却による所得に対する住民税、所得税、法人税の課税の特例措置を、現行のまま3年延長することを堅持する。
4. 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に記載されている「戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用」を実現するために、計画的施業をしている林業経営者が経営継続できるよう、農地に準じた山林相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する。

以 上

# 平成23年度 農林水産部門会議 税制改正重点要望について

平成22年10月 農林水産部門会議

1. 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置について、延長を堅持する。 P 1
2. 地球温暖化対策税の創設に当たっては、その用途をバイオマス、森林整備等に活用することを強力に推進するとともに、同税創設によってエネルギー使用者たる生産者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じる。 P 2
3. 肉用牛の売却による所得に対する住民税、所得税、法人税の課税の特例措置を、現行のまま3年延長することを堅持する。 P 3
4. 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に記載されている「戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用」を実現するために、計画的施業をしている林業経営者が経営継続できるよう、農地に準じた山林相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する。 P 4

# 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置について、延長を堅持する。

## 【政策の背景・目的】

- コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的としている。
- 経営費に占める燃料費の割合は他産業と比べて高く、減免の廃止は経営に大きな影響。

### 《経営費に占める燃料費の割合》

農業	ピーマン(冬春)	32%
	ばら	31%
漁業	いか釣(沿岸)	33%
他産業	タクシー	7%
	トラック	5%

- 使用量は年々減少しており、減免措置は二酸化炭素排出量の削減に逆行するものとはなっていない。

### 《A重油の適用数量の推移》

平成15年 3, 214千kl → 平成20年1, 793千kl  
(平成15年比44%減)

## 【特例の概要】

輸入A重油に係る石油石炭税2,040円/klの免税  
国産A重油に係る石油石炭税2,040円/klの還付  
創設年度:免税措置 昭和53年度  
還付措置 平成元年度

- 対象となる農家及び漁業者数、適用実績も多い
  - ・対象者数(平成21年度):施設園芸農家 約21万戸  
:漁業者 約14万人
  - ・適用実績(平成21年度): 3, 657百万円

## 【参考】

- 海外(韓国、オランダ等)でも、農業、漁業用の燃料に対して税の減免を実施。

(例) 韓国での免税措置

### 【農業】

- ・農業用に使用する機械類36種類を指定し、これら機械類の燃料について免税(7割が温室の加温ボイラー用燃料)

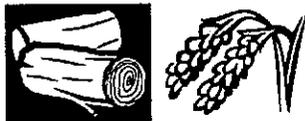
### 【漁業】

- ・漁業に使用される重油等の燃料について免税

地球温暖化対策税の創設に当たっては、その用途をバイオマス、森林整備等に活用することを強力に推進するとともに、同税創設によってエネルギー使用者たる生産者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じる。

### 【政策の背景・目的】

- 政府においては、2020年までに温室効果ガスの排出量を25%削減する目標を掲げ、また、京都議定書における温室効果ガスの削減約束のうち約3分の2の3.8%相当(1,300万炭素トン)を森林吸収量により確保することとしているところ。
- 温室効果ガスを削減するためには、農山漁村に広く賦存するバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーの導入及び二酸化炭素の吸収源としての森林吸収源対策や排出削減対策の木材利用拡大対策等を強力に推進することが重要。



バイオマスなどの再生可能  
エネルギー対策



森林吸収源・木材利用  
拡大対策

### 【要望の内容】

- (注)
- ① 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者との理解と協力を得つつ、地球温暖化対策税について総合的な検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。

(注)農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置等

- ② 地球温暖化対策税を創設する場合、その税収の用途に、農山漁村におけるバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等を位置づけること。

(参考) 22年度税制改正大綱抜粋

#### 【地球温暖化対策のための税】

今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

# 肉用牛の売却による所得に対する住民税、所得税、法人税の課税の特例措置を、 現行のまま3年延長することを堅持する。

## 【政策の背景・目的】

- 肉用牛生産は、高品質で安全な国産牛肉を供給するとともに、条件不利地域を含む国土の有効利用や地域雇用の創出に重要な役割。
- 他方、国際化の進展や疾病(口蹄疫)の発生、飼料等のコスト増、景気後退による需要減少等により、極めて不安定な状況。
- このため、肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、体質を強化し、引き続き経営に取り組める環境を確保することが必要。

## ○最近の子牛及び牛枝肉価格の推移

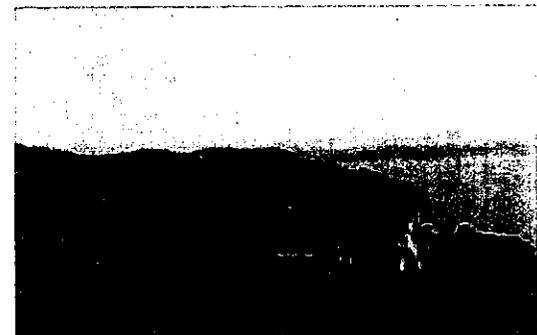
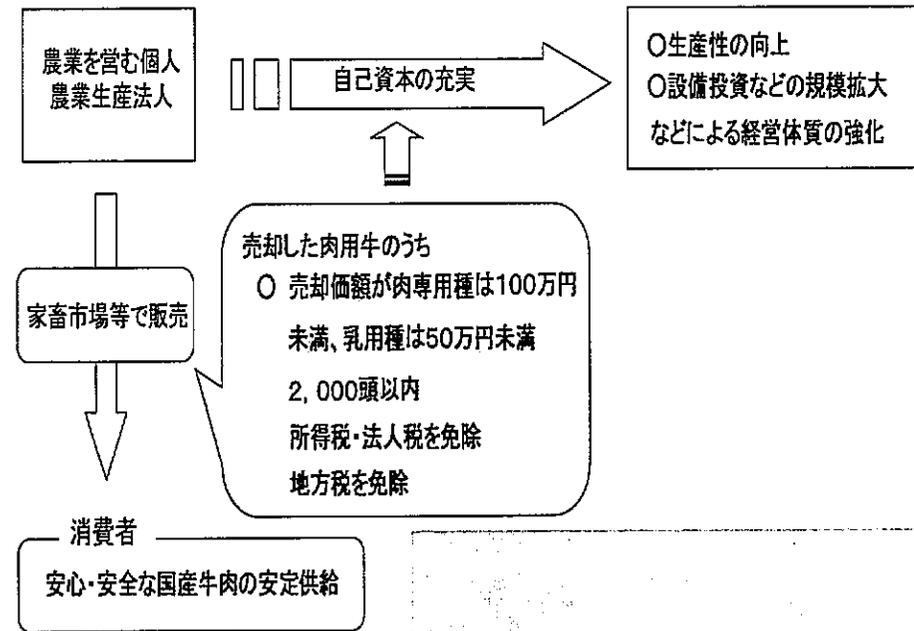
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
子牛価格 (千円/頭)	488	509	491	386	361
牛枝肉価格 (円/kg)	1,336	1,292	1,186	1,083	1,034

注1: 子牛価格は黒毛和種の家畜市場の平均取引価格(ALIC調べ)

注2: 牛枝肉価格は省令価格(畜産物流通統計)

## 【特例の概要】

家畜市場や中央卸売市場等において肉用牛を売却した場合の売却所得について、所得税、法人税及び地方税(住民税)について免税



【所得税、法人税: 創設年度 昭和42年度、適用件数(平成21年度見込み)18,368件、  
減収額(平成21年度見込み)4,079百万円】

3 【住民税: 創設年度 昭和44年度、適用件数(平成21年度見込み)18,187件、  
減収額(平成21年度見込み)2,401百万円】

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に記載されている「戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用」を実現するために、計画的施業をしている林業経営者が経営継続できるよう、農地に準じた山林相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する。

【政策の背景・目的】

○ 戦後に造成された人工林資源はいよいよ本格的な利用期に突入。



○ しかし、材価下落と生産性の低迷から森林整備が停滞。



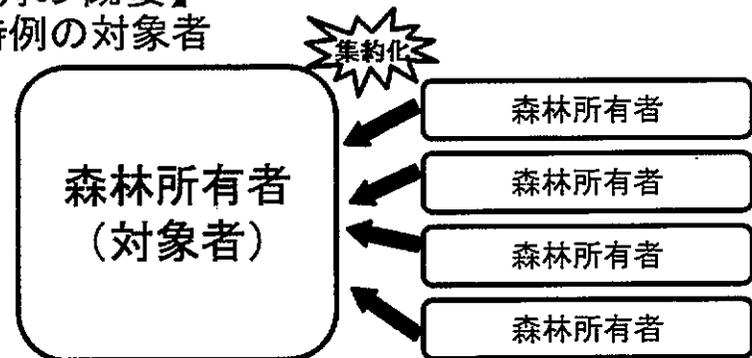
○ このため、森林・林業再生プランにおいて、森林計画制度を見直し、施業の担い手への集約化等により、間伐の推進、木材供給の拡大を図ることとしている。



○ しかしながら、施業集約化の中核として期待される中堅～大規模林家は、相続税・贈与税の負担が過大であり、林業経営の中止に追い込まれかねない懸念。

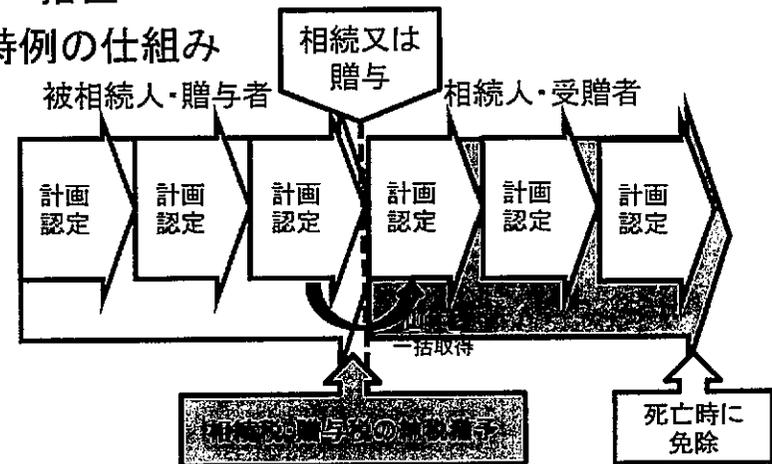
【特例の概要】

1 特例の対象者



森林施業の集約の中核となる所有者に対し、森林法上の計画認定を要件に、山林相続税・贈与税の課税の特例を措置

2 特例の仕組み



## 平成23年度税制改正要望団体ヒアリングの要望事項の整理

## 1-1 食料・農業等関係(適用期限到来事項(主管分))

番号	要望項目	要望団体										「適用実績等」				
		JAむさし	北海道農民連盟	(社)日本養豚協会	全国肉牛事業協会	日本酪農政経連盟	(社)日本林業協会	JA全中	JA全中	全国農業会議所	財(農)食産連センター	JA全中	20年度(実績)		措置の変遷等	
													創設年度	件数		減税額(百万円)
1	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)	○							◎	◎		H19	6,223	4,676	H19・創設 H21・2年延長 ・農地法の改正に伴い、特定農業法人の範囲を拡充 ・特別障害者となった場合に準備金を後継者に引き継ぐ措置を創設	
	①収支計算(白色申告)申告者を対象とすること ②準備金の対象に中古農機具や施設(建物)等を認めること ③農地保有合理化促進事業で農地を取得する場合、積立期間を10年に延長すること	○														H22・戸別所得補償制度実証事業に伴い、その交付金を対象に追加 ・特定農業団体等を対象から除外
	①適用対象に施設を加えること ②戸別所得補償制度の交付金を準備金の対象とすること									◎						
2	農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の延長/恒久化	○							◎	◎		免税: S53 還付: H元	1,793 千kl (施設園芸)	3,657	S53・石油税創設に伴う農林漁業用輸入A重油についての免税措置(創設)	
											559		1,140	H元・農林漁業用国産A重油についての還付措置(創設)		
											(漁業) 1,234		2,517	H22・適用期限を2年間から1年間に短縮		
3	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)	○		○	○				◎	◎		S42	19,069	4,184	S42・創設 以後H12年まで5年ごとに延長 S56・1頭あたり売却価額の上限(100万円)を設定 H17・適用期限を5年間から3年間に短縮	
	肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の延長(住民税)											S44	21,006	4,196	H20・1戸当たり売却頭数に上限(2,000頭)を設定 ・1頭あたり売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額100万円から50万円)	
4	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の特例措置の延長(登録免許税)	○									○	○	S56	8,630	65	S56・創設 以後2年ごとに延長 H17・対象地域を農業振興地域から農用地区域に限定 H19・適用対象者を農業経営を営む一定の者に限定
	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長(不動産取得税)	○									○	○	S56	8,253	96	S56・創設 以後2年ごとに延長 H21・対象地域を農業振興地域から農用地区域に限定



1-2 食料・農業等関係(適用期限到来事項(共管分))

番号	要望項目	要望団体										創設年度	20年度(実績)		措置の変遷等
		JAバンク	北海道農民連盟	(社)日本養豚協会	全国鶏牛豚業組合	日本酪農政経連盟	(社)日本林業協会等	JA全協連	(財)食品産業センター	全国農業会議所	JA全中		件数	減税額 (百万円)	
11	中小企業等の貸倒引当金の特例(農業協同組合等)を恒久措置とすること(法人税)										◎	S41	793	5,250	S41・創設(中小企業、協同組合等について、法人税法に基づく貸倒引当金の繰入率を20%増しとすることができる措置) 以後2年(H10は3年延長)ごとに延長 S55・割増率の引下げ(20%→16%) H12・対象法人から中小企業を除外
12	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減(農業信用基金協会)の延長(登録免許税)										○	S48	16,973	1,069	S48・創設 以後2年ごとに延長
13	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却(即時償却)の延長(所得税・法人税)										○	H20	0	0	【バイオマスエタノール製造設備】 H20・創設 H21・2年間の措置として即時償却制度も創設
											○	H20	1	27	【木質バイオマス発電装置】 同上
14	農商工等連携促進法の農商工等連携事業計画に基づき事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の延長(所得税・法人税)										○	H20	0	0	H20・創設 H21・2年延長

1-3 食料・農業等関係(新規その他)

審議 番号	要望項目	要望団体										創設 年度	20年度(実績)		措置の変遷等		
		JAむさし	北海道農林畜産 振興センター	社(日本酪農協 会)	全 国 肉 牛 養 殖 協 会	日 本 酪 農 協 会	日 本 畜 産 協 会	日 本 畜 産 協 会	日 本 畜 産 協 会	日 本 畜 産 協 会	日 本 畜 産 協 会		JA全中	JA全中		件数	減税額 (百万円)
15	口蹄疫のまん延により被害を受けた畜産農家に対する税制上の必要な措置の創設											◎	◎			・口蹄疫特別措置法(平成22年6月施行) 第27条「国及び地方公共団体は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。」	
16	農産物直売所の設置に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の創設											◎					
17	農業者等が共同で組織する農産物の生産・加工・販売を一体的に行う法人設立を促進するため登録免許税、不動産取得税の特例措置を創設すること											○					
18	農林水産物の加工・業務用利用を促進するための設備等を取得した場合の新たな税制上の特例措置を創設すること(所得税・法人税)											○					
19	農山漁村の資源を活用した新産業創出に取り組む事業者等に対する税制上の特例措置の創設(登録免許税)											○					
20	6次産業化に取り組む事業者等に対する税制上の特例措置を創設すること											○					
21	都市農地の都市計画上の位置づけを明確にし、関連する税制の見直し、都市農業振興法(仮称)の制定	◎										○				・現在、国土交通省において都市計画制度の見直しを検討中	
22	農地の相続税等納税猶予制度の基本的枠組みの堅持	◎										○	S50	2,373	60,115	S50・創設(適用期限なし) H3・土地税制の総合的な見直しにより、3大都市圏の特定市の市街化区域内農地等については、H4年1月1日以降の相続に係るものは、都市営農農地等(生産緑地の指定を受けたもの)に限定 H8・納税猶予の期限の確定に伴う利子税について、公共事業等の取用交換等による譲渡に限り1/2に軽減 H12・生産調整に伴うブロックローテーションの円滑な推進等のため、農用地利用集積計画により貸し付け及び農地を借り受ける場合に、納税猶予を継続 H21・農地制度の見直しに伴い、 ①市街化区域外農地について農業経営基盤強化促進法に基づく貸付を行った場合等、 ②市街化区域内農地について営農困難時貸付を行った場合、 納税猶予を継続	



## 2 森林・林業関係

種別	要望項目	要望団体										「適用実績等」								
		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	創設年度	20年度(実績)		措置の変遷等				
														件数	減税額 (百万円)					
<b>(適用期限到来事項(主管))</b>																				
1	山林所得に係る森林計画特別控除制度の延長(所得税)																S42	2,499	57	S42・創設 以後2年ごとに延長 S46・素材生産販売を特例の対象に追加 S48・団地共同森林施業計画の創設に伴い、所有森林が当該計画の一部でも特例の対象と規定 S56・森林施業計画の認定取消を受けた場合、遡及して特例の適用を取り消し
2	植林費の損金算入の特例の延長(法人税)																S58	40	37	S58・創設 以後2年ごとに延長 H3・森林法に規定する特定森林施業計画に基づく植林費を対象に追加 H21・資本金1億円以上かつ従業員数300人を超える法人が受ける補助金に係る植林費を除外
<b>(適用期限到来事項(共管))</b>																				
3	中小企業等(森林組合等)の貸倒引当金の特例措置の延長(法人税)																S41	580	19	S41・創設(中小企業、協同組合等について、法人税法に基づく貸倒引当金の繰入率を20%増しとすることができる措置) 以後2年(H10は3年延長)ごとに延長 S55・割増率の引下げ(20%→16%) H12・対象法人から中小企業を除外
4	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却(即時償却)の延長(所得税・法人税)																H20	1	72	【木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置】 H20・創設 H21・2年間の措置として即時償却制度も創設
																	H20	26	17	【木質バイオマス利用加温装置】 同上
5	信用保証協会等((独)農林漁業信用基金)が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長(登録免許税)																S48	17	2	S48・創設 以後2年ごとに延長
6	企業立地促進法に基づく集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長(所得税・法人税)																H19	3	21	H19・創設(集積産業用資産の特別償却) H20・農林水産業種を追加し、その対象設備要件規模を低位に設定 H21・2年延長
<b>(新規その他)</b>																				
7	地球温暖化対策税の創設																			・平成22年度税制改正大綱 「今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべくさらに検討を進めます。」
8	山林相続税・贈与税の納税猶予制度の創設																			





4 その他

番号	要望項目	要望団体										創設年度	20年度(実績)		措置の変遷等	
		シ・A・ウ・シ	共済連	共済会	共済協	共済連	共済会	共済協	共済連	共済会	共済協		シ・A・ウ・シ	件数		減税額 (百万円)
1	相続税の現行法定相続分課税方式の堅持	◎									◎					
2	防災協力農地等について災害時に納税猶予の適用農地を一時使用する場合公共事業の用に供する一時使用と同様の位置づけ															
3	納税猶予制度適用農地を収用交換等により譲渡した場合の相続税・贈与税の納税猶予にかかる利子税の減免															
4	地方公共団体等に市民農園や学童農園として長期貸付ける農地の相続税評価の軽減措置															
5	遺族の生活資金確保のため、死亡共済金の相続税非課税限度額について、「現行限度額(法定相続人数×500万円)」に、「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること なお、課税方式が見直された場合においても、少なくとも現行の非課税限度額の水準を維持すること															
6	中小企業等の法人税率の特例等の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税率(22%)を、18%に引き下げる当該措置を継続すること 加えて、中小企業等の法人税率等の引き下げを行う場合には、協同組合についても同様の措置を講じて頂きたい													〈法人税率〉 普通法人 30% 中小法人 30% 800万円以下の場合 22% 協同組合等 22% 時限措置(H21.4.1~H23.3.31)として、 中小法人、協同組合等 800万円以下 18%		
7	非営利型の特定退職金共済団体について支払を受ける利子等の非課税措置										◎			・従来、非課税とされてきた特例民法法人である特定退職金共済団体の受け取る利子等について、公益法人改革に伴い一般社団法人又は一般財団法人に移行した場合に課税されることになる		
8	適格退職年金制度等に対する特別法人税の廃止													H11・退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置を創設 以後 適用期限ごとに延長		
9	特定退職金共済制度について、被共済者(退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき職員)の受給権の保護等を踏まえ、確定給付企業年金制度に係る積立金を特定退職金共済制度へ非課税で移換する措置を講じること あわせて特定退職金共済制度に係る積立金を新企業年金制度(確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度および厚生年金基金をいう。)へ非課税で移換する措置を講じること															



平成 2 3 年 度  
税 制 改 正 要 望

平成 2 2 年 8 月 3 1 日

農 林 水 産 省

## 〔税制改正要望事項（新規、延長）〕

### 第1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度（交付金等を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の2年延長等（所得税・法人税）
- 2 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の2年延長（石油石炭税）
- 3 肉用牛売却所得の課税の特例措置（市場等を通じて、肉用牛を100万円未満で売却（2,000頭以内）した場合の免税措置）の3年延長（所得税・法人税、住民税）
- 4 口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置の創設（所得税・法人税、住民税）
- 5 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設（登録免許税、不動産取得税等）
- 6 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加（所得税・法人税）
- 7 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地等を取得した場合の次の特例措置の2年延長
  - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0%→0.8%）（登録免許税）
  - （2）課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除等）（不動産取得税）
- 8 農業経営基盤強化促進法に基づく農地所有者代理事業により農用地等を取得した場合の次の特例措置の2年延長
  - （1）所有権の移転登記の税率の軽減（2.0%→0.8%）（登録免許税）
  - （2）課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除）（不動産取得税）
- 9 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置の5年延長（所得税・法人税）
  - （1）市街化区域等の内外の農業用資産

- (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づくあっせん等による農用地区域内にある土地等
- 10 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.1%)の2年延長(登録免許税)  
【経産省等3省庁共管】
  - (1) 農業信用基金協会
  - (2) 独立行政法人農林漁業信用基金
  - (3) 漁業信用基金協会
- 11 中小企業等の貸倒引当金の特例措置(16%割増)の2年延長(法人税)  
【経産省等5省庁共管】
  - (1) 農業協同組合等
  - (2) 森林組合等
  - (3) 漁業協同組合等
- 12 特定退職金共済団体が受け取る利子等の非課税措置の創設(所得税)  
【厚労省共管】
- 13 退職年金等積立金に対する法人税の課税の廃止(法人税)  
【厚労省等5省庁共管】
- 14 中小企業者等の法人税率の引下げ(法人税)  
【経産省共管】

## 第2 農林水産関連産業の振興

- 1 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特例措置の創設(所得税・法人税、固定資産税)
- 2 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度(30%)の2年延長(所得税・法人税)
- 3 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく次の特例措置の2年延長
  - (1) 事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(所得税・法人税)

- (2) 事業用施設に係る資産割の特例（資産割1/4控除）（事業所税）
- 4 技術研究組合が試験研究用資産を取得した場合の所得計算の特例措置（圧縮記帳）の2年延長（法人税）  
【経産省共管】
- 5 商品先物取引等における金融所得課税の一元化（所得税）  
【経産省等3省庁共管】

### 第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置  
【環境省共管】
  - (1) 地球温暖化対策推進のための税制上の措置について、既存の税制との関係等に考慮し、講ずること。
  - (2) その税収の使途として、農山漁村における再生可能エネルギー対策や、森林吸収源対策等を位置づけること。
- 2 グリーン投資減税（仮称）を創設するとともに、以下の設備を対象とすること（所得税・法人税）  
【経産省等4省庁共管】
  - (1) バイオマスエタノール製造設備
  - (2) 木質・草本バイオマスガス利用装置
  - (3) 木質バイオマス利用加温装置
- 3 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（10%等）の2年延長等（所得税・法人税）
  - (1) 振興山村地域（2年延長）
  - (2) 半島振興対策実施地域（拡充・2年延長）  
【国交省共管】
  - (3) 過疎地域（2年延長）  
【総務省等3省庁共管】
  - (4) 離島振興対策実施地域（拡充・2年延長）  
【国交省共管】
  - (5) 奄美群島（拡充・2年延長）  
【国交省共管】

- 4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（15%等）の2年延長（所得税・法人税）

【経産省共管】

- 5 平成19年新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る税額の特例措置（4年間2分の1）の対象から被災代替償却資産を除外した上で2年延長（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等4省庁共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の措置（相続税・贈与税）
- 2 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の2年延長（所得税）
- 3 植林費の損金算入の特例措置（35%）の2年延長（法人税）
- 4 グリーン投資減税（仮称）を創設するとともに、木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置を対象とすること（所得税・法人税）

【経産省等4省庁共管】

## 第5 水産施策の推進

- 1 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置（1KL当たり2,040円）の2年延長（石油石炭税）（再掲）
- 2 特定の事業用資産（漁船）の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置の5年延長（所得税・法人税）

## 〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置（所得税・法人税）
  - （1）市街化区域等の内外の林業用資産
  - （2）卸売市場の誘致区域の内外の資産
  - （3）農用地区域の内外の資産
  - （4）土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産
  - （5）農村地域における工業等導入地区の内外の資産
- 2 贈与税納税猶予の適用農地等を特定農業生産法人に使用貸借した場合の次の特例措置
  - （1）納税猶予の継続（贈与税）
  - （2）徴収猶予の継続（不動産取得税）
- 3 農地法に基づく次の特例措置
  - （1）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（2.0%→0.8%）（登録免許税）
  - （2）特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の軽減（取得価格の3分の1控除）（不動産取得税）
- 4 卸売市場法に基づく次の軽減措置（登録免許税）
  - （1）勧告等によってする登記の税率の軽減（0.7%→0.5%等）
  - （2）会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減（2.0%→0.4%）
- 5 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）（不動産取得税）
- 6 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）（所得税・法人税）

【経産省等4省庁共管】

  - （1）バイオマスエタノール製造設備

- (2) 木質バイオマス発電装置
  - (3) 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置
  - (4) 木質バイオマス利用加温装置
- 7 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）（所得税・法人税）  
【経産省共管】
- 8 平成16年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置（4年間2分の1）（固定資産税・都市計画税）  
【内閣府等4省庁共管】
- 9 平成19年能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置（4年間2分の1）（固定資産税・都市計画税）  
【内閣府等4省庁共管】
- 10 農地法に基づき買収された場合の次の特例措置（所得税・法人税）
- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（譲渡がなかったものとみなす等）
  - (2) 収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除（譲渡所得から5,000万円を特別控除）

# 經濟產業部門

## 経済産業部門会議の平成 23 年度税制改正に係る重点要望

経済産業部門会議として以下の 3 つを平成 23 年度税制改正に係る重点要望とする。

1. 原料炭・ナフサ等の原料非課税の恒久的確保
2. 国際的に遜色のない研究開発減税
3. アジア拠点化税制の創設

(参考)

### 1. 原料炭・ナフサ等の原料非課税の恒久的確保

揮発油税・石油石炭税は燃料課税であり、原料である原料炭やナフサは本来非課税であるべきもの。国際的にも課税される例はなく、万一にも我が国だけ課税されれば国際的な競争条件を著しく悪化させる。

また、価格転嫁を進めにくい中小企業の経営安定にもつながり、雇用の確保の観点からも必要である。

### 2. 国際的に遜色のない研究開発減税

世界各国が法人税率の引下げと並行して研究開発減税を強化している実態や、利用企業数では中小企業が 6 割を占める状況を踏まえ、研究開発促進税制について税額控除限度額の引上げ（20%→30%）措置等の維持を図るべき。

### 3. アジア拠点化税制の創設

アジア本社や研究開発拠点等と呼び込み、高付加価値機能の国内集積や国内雇用創出等を図るため、他のアジア諸国に比肩しうる大胆な税制優遇措置を創設すべき。

## 特記事項

環境自動車税（総務省研究会案）は、平成 22 年度税制改正大綱等に反するため、絶対反対

車体課税については、平成 22 年度税制改正大綱に則り、簡素化、グリーン化、負担の軽減を行う方向で、エコカー減税の期限到来時まで、経済産業の実態も踏まえ十分に議論をした上で、国民の納得の得られる案を検討すべき。

総務省研究会の環境自動車税は、地方公共団体が行う自動車固有の温暖化対策の内容が不明で課税根拠が明らかでない上、負担の軽減等を掲げる税制改正大綱及び民主党マニフェストに反するものであり、絶対反対。

## 税制改正PTの主な検討課題に掲げられている事項

### 法人実効税率の引下げ

現下のグローバル化と円高を背景に、企業の海外流出による雇用喪失の危機を回避するとともに、第一弾として、対内直接投資を呼び込むため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、平成23年度から少なくとも法人税率5%の引き下げを早急に実現すること。

また、中小軽減税率については、マニフェストを踏まえ、11%まで引き下げること。

### 地球温暖化対策のための税について

地球温暖化対策のための税については、現下の厳しい経済状況や、産業の国際競争力及び国民生活への影響にも十分留意し、慎重に検討すること。また、用途を一般財源化すれば、単なる財源目的税として歯止めがきかなくなることから、納税者の納得を得られない。エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資する対策に確実に充当する方策をとること。

### グリーン投資減税・雇用促進税制

環境投資の促進、雇用を基軸とした成長を推進する観点から、グリーン投資減税や雇用促進税制を実現すること。

(注) 各項目の詳細については、別紙参考資料参照。